

## 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

特定化学物質等障害予防規則第 51 条第 3 項及び四アルキル鉛中毒予防規則第 27 条の規定に基づく特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習規程による。

本講習は、労働安全衛生法第 14 条、同施行令第 6 条第 18 号に掲げる特定化学物質を製造し又は取扱う作業（試験研究のため取扱う作業を除く）の特定化学物質等作業主任者選任予定者及び令第 6 条第 20 号に掲げる四アルキル鉛等業務に係る作業の四アルキル鉛等業主任者選任予定者を対象にした講習です。

講習修了後、試験合格者には「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了証」を交付いたします。

### 学科講習

- 【 4 H】 特定化学物質等による健康障害及びその予防措置に関する知識
- 【 4 H】 作業環境の改善方法に関する知識
- 【 2 H】 保護具に関する知識
- 【 2 H】 関係法令
- 【 1 H】 学科試験